

(附記)

1. 万年元年へ一八六〇年) 以三月三日大光井伊直禪が
権用門外へ変で左方に左年で、実は安政七年で
世情騒然、三月十八日に改元して万延となり、
そして翌年が閏三月でこの文書の日附となる。

2. おが佐伯藩で目前事業改築をすすめていた三カ
月の殿館、九月八日に上林へ住吉御殿の令、そし
て十一月二十二日に凡て竣工、村浦の百姓に至
るまでその祝酒をいたしまして、さうして左時
勢の中での孝子表彰であることを併せ考え左に。

調査

孝子の出走家を訪ねて

南海郡鶴見町羽出浦

賛助会員 安部 弥右衛門

鶴見町大字羽出浦の地下道と東這との境目の、石段と
石疊みで、きていたる百五十步ばかりの小径を登ると、昔
風の破風作りの瓦葺、平屋建の住居が一軒建つてゐる。

高岡見の丘陵を背後に貢へ、眼下は地下、東の両部落
と中浦湾を見下ろし、湾の向うには戸井崎、中越、大島

の山々を一瞬の裡下眺め得るる景勝の場所である。然
し百歩を駆進の往復、毎日使う水を部落の共同井戸がら
肩に担つて運ぶ上がなくてはならない。(但し近年簡易
水道の建設で水運ひの苦勞はなくなつてやる。)

こんな関係からか明治年代には近所にあつた三軒の隣
家は皆他に去り、今はこの家だけが左左一軒ここに残り、
先祖の跡を守つてゐる。

この高岡家の当主は和重さんと言ひ、会社勤めの關係
で家族と共に都市生活で、老母ようさんが独り家にあつ
て位牌と墓所を守り、和重さんの仕送りで静かに余生を
送つてゐる。

去る七月十八日、老人クラブの定期会が終りのを待つ
て、クラブの会長、前会長、私の三人で、孝子為八と先
祖にもつこひ高岡家を訪ねた。先年佐伯史談会の人々が
来られた時にば、紛失して見当つかぬと提示できなかつた
褒賞額の書類が、圓らずも最近神棚の祠の中から発見
したと、いうので出かけ左おけである。老婦人は快く迎え
てくれてその褒賞の書類を出して見せて下さつた。
大判奉書を二つ折りにして、その古半分に古文書とし
てはやさしい書体で書かれてある。三人でどうにか次の
へ第一文書へ

ようじ讀んだ。

賞

羽出浦 百姓

一 御米五俵

為 八

右之通御贊美被仰付以上
安政七年閏三月九日

23 cm

上掲第一文書につづいて

23 cm

古半分に文字を書き、左半

分は空白にして、折り左方を左

側に文書の外側になり、宣紙

が用ひられてゐる。この部分はか

なり缺まれてゐるが、文字を書

いてある部分は次に掲げる筆迹文

書共虫害を受けている。

羽出浦百姓、為八、女房の三行

の文字は實際はまたズッと下方

に書かれてある。

文中 賛とちる字は褒の誤記
ではないかと考えます。如何でし
ょう。

尚、二通共記名、書判は無

覚

明出浦百姓

為八

同人女房

志

中賞

相出浦百姓

一禾五俵

申閏三月九日

一禾五俵

相出浦百姓

古者年米兩親を大切に、勿し父

為八酒相好候に付在生中日々相准

其上酒小壳致候者共元是望次第

渡吳候様相較置致し而右代銀少哉

無不都合拂置母は年聚足痛有之

候付佛家又者親類共方へ參候節は

資貢連參萬事兩親に對し聊心ニ相

背候儀難之孝養行扁且又御年貢諸

上納諸人に勝れ致候後神妙

之所行逐一達

御穂奇特之事思呴候依之書面是

通御儀美被下置かる重々難有可致

申閏三月九日

進記

書面で見ると親も爲八、子も爲八、となつてゐる

が、これは親の死後、子が襲名したのではないかと

考えられる。

佐伯藩の年表によ

羽出浦百姓爲八、親孝翁の歿により米三包

記載されてゐるが、この文書によると褒賞された夫

書中にある妻志津と、夫人は、中浦湾から草向いに見える鳴江部落の西海家から嫁いだ来た人である。

西海家の当主は西海富士男という人である。

この頂戴した御儀美の米について高岡家に語り伝わされている話によると、米を糸領して船頭町の船場に出る途中と、船場に出立後は、市中の人々が孝子の徳に感動といつて、縁千石

水を配布した事が完全に二俵と空にし、船に積んで入東際際出浦に持つて帰った事由は三俵であつたといふ。

まさに当時はまだ池船橋はなく、対岸へは渡り舟で渡つておゆる船頭町の川へ一帯が浦邊の船の船着場になつてゐた。(以上)

余日、延暦まで。締集者一

附記

(1) 赤木大庄屋文書と安部氏による高岡家の文書について、二三の考察をしてたい。

(2) 日附から推察すると実際荷物(みせもの)に呼び出されての表題は閏三月十九日。そして林浦領内金城に御郡代からのお触書の出立

が既に十三年といふことになる。

(3) 高岡家第一文書の年号は安政であるが、(つ)三十日ほど前(文元)まだ改元ことが佐伯藩に届いていかつたもの外、或は(つ)習慣上不妥政と書いたのが、正しくは万延元年閏九月のことである。

(4) 同じく第一文書には女房と云ふて名が書かれてない、當時は男は名前と書いて女房とか娘とか妹とか云つて名を書かないことがよくあつた。女性輕親の時代であった。

高岡家の伝承、船着場まで二俵販賣人連に配つたと云つて恐らく羽出浦に帰つても配つたであろう面白い話である。